



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年9月13日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「キヤノンアネルバ栗木プロジェクト」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都府中市四谷五丁目8番1号 キヤノンアネルバ株式会社 代表取締役社長 今村 有孝
	指定開発行為の名称	キヤノンアネルバ栗木プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 工場又は事業所の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区栗木二丁目5番2ほか （区域面積：28,887㎡）
	指定開発行為の目的	工場の建設
	指定開発行為の内容	土地利用計画：建築物14,622㎡、緑化地7,945㎡ 車路・駐車場5,306㎡、その他1,014㎡ 建築計画：建築面積14,622㎡、延べ面積55,829㎡ 最高高さ20m
	指定開発行為の施行期間	平成18年10月～平成19年6月
	環境影響評価の経緯	平成18年5月31日：条例環境影響評価準備書公告 平成18年9月4日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年9月13日（水）～平成18年10月12日（木） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （鶴川市民センターは午前8時30分から午後10時まで） （町田市役所は8時30分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm